

平成二十八年十一月十日提出
質問第一三〇号

鶴保沖繩・北方担当相の「土人」についての国会答弁に関する質問主意書

提出者 大西 健介

鶴保沖繩・北方担当相の「土人」についての国会答弁に関する質問主意書

鶴保庸介沖繩・北方担当相は、去る十一月八日の参議院内閣委員会で、「土人」という発言に対して、「私個人が大臣という立場でこれが差別であるというふうに断じることが到底できない」と答弁している。

他方、十月二十五日の参議院法務委員会において、金田勝年法務相は、民進党の有田芳生議員の「土人」という言葉は差別用語だと思わないか」との質問に対し「その言葉のみを捉えてどう思うかといわれれば、同じように思う」と答弁している。

一般に、報道機関では、「土人」という言葉は、差別用語として、表現の自主規制対象用語に指定されている。例えば、共同通信社発行の「記者ハンドブック」では差別語、不快用語とされ、「先住民（族）」や「現地人」と表記することが指導されている。

そこで、「土人」は差別用語にあたるかについて政府の統一見解を示されたい。また、仮に差別用語だとした場合には、鶴保沖繩・北方相は、謝罪し、国会での答弁を訂正すべきと考えるが如何。

右質問する。